

佐賀県告示第 90 号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成 12 年法律第 57 号)第 6 条第 1 項及び第 8 条第 1 項の規定により、次のとおり土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域を指定する。

平成 26 年 3 月 25 日

佐賀県知事 古 川 康

所在地	土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の名称	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の区域並びに土砂災害特別警戒区域にあっては自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
唐津市 北波多 志気	辻の上_1 (385 -024_1) 辻の上_2 (385 -024_2) 辻の上_3 (385 -024_3) 辻の上_4 (385 -024_4) 第一川頭_1 (385 -025_1) 第一川頭_2 (385 -025_2) 第一川頭_3 (385 -025_3) 第一川頭_4 (385 -025_4) 第三川頭_1 (385 -026_1) 第三川頭_2 (385 -026_2) 第三川頭_3 (385 -026_3) 第三川頭_4 (385 -026_4) 第三川頭_5 (385 -026_5) 第三川頭_6 (385 -026_6) 第三川頭_7 (385 -026_7) 吉田 1 (385 -034) 吉田 2 (385 -035) 吉田 3 (385 -036) 裏の谷 2_1 (385 -037_1) 裏の谷 2_2 (385 -037_2) 裏の谷 1 (385 -038) 辻の上 2 (385 -039)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり

	川頭 5 (385 -040) 裏の谷 3 (385 -041) 裏の谷 4 (385 -042) 川頭 4_1 (385 -043_1) 川頭 4_2 (385 -043_2) 川頭 4_3 (385 -043_3)	
	下岩峰川 (385 -007) 芋木場 (385 -006)	土石流
唐津市 北波多 山彦	山彦 2 (385 -004_1) 山彦 2 (385 -004_2) 山彦 (385 -005_1) 山彦 (385 -005_2) 座主 1 (385 -017) 座主 3 (385 -019) 西平 1 (385 -021)	急傾斜地 の崩壊
	山彦川 (385 -026)	土石流
唐津市 肥前町 杉野浦	新田- 1 (386 -040_1) 新田- 2 (386 -040_2) 畑ヶ田- 1 (386 -041_1) 畑ヶ田- 2 (386 -041_2) 畑ヶ田- 3 (386 -041_3) 畑ヶ田- 4 (386 -041_4) 餅田- 1 (386 -042_1) 餅田- 2 (386 -042_2) 川原- 1 (386 -043_1) 川原- 2 (386 -043_2) 毛子田- 1 (386 -122_1) 毛子田- 2 (386 -122_2) 毛子田- 3 (386 -122_3)	急傾斜地 の崩壊
唐津市 肥前町 湯野浦	平畠 (386 -044) 湯野浦- 1 (386 -045_1) 湯野浦- 2 (386 -045_2) 湯野浦- 3 (386 -045_3) 湯野浦- 4 (386 -045_4) 湯野浦- 5 (386 -045_5) 湯野浦- 6 (386 -045_6) 湯野浦- 7 (386 -045_7) 日ノ坂- 1 (386 -123_1) 日ノ坂- 2 (386 -123_2) 日ノ坂- 3 (386 -123_3) 向 (386 -124)	急傾斜地 の崩壊

馬ヶ谷 (386 -125)		
------------------	--	--

(「次の図」は、省略し、その図面を佐賀県県土づくり本部河川砂防課及び唐津土木事務所に備え置いて縦覧に供する。)